

第3回 年金業務・社会保険庁監視等委員会

その他の論点に対する回答について（案）

平成19年9月10日（月）

社会保険庁

目 次

1. 年金記録関係
2. 相談体制関係
3. システム関係

1. 年金記録関係

1 全般的事項

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を実施するための具体的なスケジュールと現時点での進捗状況

- 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」の実施にあたり、5000万件の年金記録の名寄せ作業に関するシステム開発を行うための契約を平成19年8月30日に締結し、現在、平成19年11月末を目途にシステム開発等の準備作業を行っている。

すべての方への「ねんきん特別便」を平成19年12月から平成20年10月までの間において、記録が結びつくと思われる方から順次送付予定。

※ 年金記録適正化実施工程表中、「1. 名寄せ関係」等を参照。

2 直面する年金記録問題への対応

(1) 特に「5000万件」の記録の内容の精査に関して、どのような点を精査しようとしているのか、また、どのような作業工程となるのか、精査の結果をどのように活用するつもりなのか、具体的に明らかにしていただきたい。

- 「5000万件」の記録の内容の精査に関しては、名寄せ作業の準備と平行して、民間の専門家チームと連携して、同一人記録の整理や年齢別、加入期間別の悉皆調査を行い、基礎年金番号の未統合記録理由を主因とする分類等の作業を進めていくこととしている。

※ 年金記録適正化実施工程表中、「1. 名寄せ関係」「別添2 「5000万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について」等を参照。

2 直面する年金記録問題への対応

(2) 「5000万件」の問題に関して用いられている「照合」、「突合」、「名寄せ」及び「統合」という用語について、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日 年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会）、政府広報（平成19年7月 第2号）等の記述を踏まえ、どのような定義で用いられているか、明確にお答えいただきたい。

なお、併せて、これらの用語が用いられている、これまでの関連する政府の決定・広報等について、時系列に沿って整理したものをご提出いただきたい。

また、記録の名寄せ、統合等の今後のプロセスを概念的に分かりやすく整理していただきたい。

○用語の定義・意味

用語	定義
名寄せ	基礎年金番号で管理している記録と基礎年金番号が付番されず、基礎年金番号導入前の年金手帳記号番号で管理している記録（以下「年金手帳記号番号記録」という。）を、氏名、生年月日及び性別の三つの情報等を用いて突き合わせ、記録と記録が結びつく可能性のある者を特定すること。
突合	データとデータを突き合わせる事。現在は、「突き合わせ」という用語で統一。
統合	本人による確認を経て、基礎年金番号で管理している記録と年金手帳記号番号記録を結び付けること。
照合	オンライン記録とマイクロフィルム等で管理している記録を照らし合わせ確認すること。（「経済財政改革の基本方針2007」で用いられた。）

※7月5日の「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録体制の確立について」における用語も本資料と同様の意味である。

※当初は「突合」という表現を広く使っていたが、わかりにくいとの指摘があり、「突き合わせ」という表現に置き換えるとともに、「名寄せ」と「突き合わせ」の用語の関係を明確化した。

- 記録の名寄せ、統合等の今後のプロセスについては、
- ① 「5000 万件」の記録の名寄せを行うとともに、名寄せの結果、記録が結び付くと思われる年金受給者及び現役加入者へ、その旨と加入履歴のお知らせ（ねんきん特別便）を、平成19年12月から平成20年3月までを目途に行い、記録の訂正に関し、ご本人との確認の上、基礎年金番号の下に記録を結びつける。
 - ② 名寄せの結果、①のお知らせの対象とならなかった年金受給者への加入履歴の送付を、平成20年4月と5月を目途に、
 - ③ 名寄せの結果、①のお知らせの対象とならなかった現役加入者への加入履歴の送付を、平成20年6月から10月までを目途に順次
行うこととし、これらのお知らせ（ねんきん特別便）を通じて、年金記録の確認を進めていくものである。

2 直面する年金記録問題への対応

(3) 特に「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日 年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会)における『「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する』とは、19年12月から20年3月を目途に、具体的に何をどこまで実施することを意味するのか、社会保険庁としての考え方を明確に示していただきたい。

また、政府広報(平成19年7月 第2号)における『約5000万件の基礎年金番号に結びついていない記録の名寄せを今年度中を目途に完了します』とは、今年度中を目途に、具体的に何を完了することを意味するのか、社会保険庁としての考え方を明確に示していただきたい。

○ 政府・与党合意における『「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。』及び政府広報における『約5,000万件の基礎年金番号に結びついていない記録の名寄せを今年度中を目途に完了します。』の内容は同一であって、平成19年12月から平成20年3月を目途に、基礎年金番号で管理している記録と年金手帳記号番号で管理している記録を、氏名、生年月日及び性別の三種類の情報等を用いて突き合わせ、記録が結びつくと思われる方を特定する作業を実施する旨を述べている。

2 直面する年金記録問題への対応

(4) 「5000万件」の名寄せに関して、第1回委員会において社会保険庁より「名寄せから通知に至る作業の実施に当たっては、第一次の名寄せというものと、それよりも同一性の要件をかなり緩めて実施する第二次、第三次の名寄せというものまで順次実施し、その都度その旨を通知する予定である」との説明があったが、具体的かつ詳細に内容及びスケジュールを示していただきたい。

- 「5000万件」の名寄せについては、平成19年12月から平成20年3月までを目途に、氏名・性別・生年月日の3項目の確認を行う第1次名寄せに続き、婚姻等による姓の変更や生年月日等のずれを考慮して確認を行う第2次名寄せを行う予定である。

※ 年金記録適正化実施工程表中、「1. 名寄せ関係」[直面する年金問題への対応]及び「別添資料1 1. 「5000万件」の年金記録の「名寄せ」等にかかるシステム開発について」等を参照。

2 直面する年金記録問題への対応

(5) システムに関して次の資料を提出していただきたい

① 「5000万件」の“名寄せソフト”開発の工程表

○ 平成19年9月末に基本設計を策定し、10月中にプログラム作成、11月中にテストを完了するよう指示している。

2 直面する年金記録問題への対応

(5) システムに関して次の資料を提出していただきたい

② 「5000万件」の名寄せのアルゴリズム（どのように名寄せを行うのかについての説明資料）

○ 「5000万件」の名寄せについては、氏名・性別・生年月日の3項目の確認を行う第1次名寄せに続き、婚姻等による姓の変更や生年月日等のずれを考慮して確認を行う第2次名寄せを行う予定である。

※ 本日提示の「未統合記録（5000万件）突き合わせ処理概要イメージ図」及び年金記録適正化実施工程表中、「別添資料 1. 「5000万件」の年金記録の「名寄せ」等に係るシステム開発について」等を参照。

2 直面する年金記録問題への対応

(5) システムに関して次の資料を提出していただきたい

- ③ 年金記録のうち氏名が仮名のみで漢字がない件数と漢字・仮名が揃っている件数。また、年金記録のうち住所が仮名のみで漢字がない件数と漢字・仮名が揃っている件数（三鷹及び高井戸それぞれのシステムについて）

○ 「5000万件」の名寄せにあたっては、基礎年金番号を有する受給者、被保険者のデータは、漢字・仮名の両方があるので、仮名のみで漢字がない件数と漢字・仮名が揃っている件数と突き合わせる事ができると考えている。
なお、氏名が仮名のみで漢字がないものの件数等は、「5000万件」の解明作業の中で併せて把握したいと考えている。

○ 基礎年金番号を付番した記録（基礎年金番号導入前の記録を含む。）は、住所が記載されているが、住所は基本的に漢字で管理されており、「仮名のみで漢字がない件数」、「漢字・仮名がそろっている件数」は確認できていない。

なお、今回の名寄せは、氏名、生年月日、性別で行うものであり、住所を名寄せの直接的な条件とはしていない。

2 直面する年金記録問題への対応

(5) システムに関して次の資料を提出していただきたい

- ④ 「5000万件」について、これまでに解析された事項及びその内容。また、これから解析する事項の項目

平成19年9月3日公表

○ 「5000万件」の未統合記録の7月末時点の状況

(単位は千件)

	平成18年6月1日現在	平成19年7月末日現在
60歳未満	22,146	20,285
60歳以上	28,503	28,125
生年月日が 特定できないもの	302	299
合 計	50,951	48,709

※ 60歳未満・以上の区分については、平成18年6月1日現在の年齢により整理

- 年金記録適正化工程表の別添2に添って、作業を進めていく予定。

2 直面する年金記録問題への対応

(6) 国民年金及び厚生年金に関する年金記録（被保険者台帳、被保険者名簿、被保険者原票等を含む。）が、媒体（紙台帳等、マイクロフィルム、磁気テープ、他の電磁的記録媒体）ごとに、どこに、何件あるのか。（第1回委員会資料6参照）

また、市町村が保管していた被保険者名簿のうち、社会保険庁に引き渡されたものは、どこに、何件あるのか。

- 国民年金及び厚生年金に関する年金記録は、社会保険業務センターのオンラインシステムで管理している約3億件の記録とマイクロフィルムで管理している「1430万件」「36万件」の記録がある。
- 上記のほか、社会保険事務所において管理している記録については次頁資料を参照。

社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況について

	1 マイクロフィルム化した被保険者台帳等				2 被保険者台帳等(紙台帳)							
	国民年金		厚生年金保険		船員保険		国民年金		厚生年金保険		船員保険	
	①特殊台帳の件数	②特殊台帳以外の被保険者台帳の件数	①被保険者原票の件数	②被保険者名簿の件数	被保険者台帳の件数	①特殊台帳の件数	②特殊台帳以外の被保険者台帳の件数	①被保険者原票の件数	②被保険者名簿の件数	被保険者台帳の件数	①被保険者原票の件数	②被保険者名簿の件数
北海道	1,446,900	45,400	8,927,600	4,857,400	875,100	1,600	0	1,200	2,585,700	320,900		
青森	308,600		1,619,600	455,300	242,200				455,300	175,500		
岩手	368,800		1,497,200	552,100	208,200	300		3,800	421,700	53,600		
宮城	821,300		2,219,100	563,200	563,400	1,100		1,800	470,300	300		
秋田	345,800		1,281,100	511,800	22,800	2,700	0		511,800	22,800		
山形	577,700		1,300,500	834,700	28,900				834,700	28,900		
福島	776,900		2,966,000	1,325,800	358,000				1,325,800			
茨城	738,300		2,382,600	1,079,000	104,900	52,100	124,500	500	1,041,500	104,900		
栃木	615,800		3,505,800	846,500					846,500			
群馬	412,800		2,173,600	1,431,800		36,000	44,300		1,385,000			
埼玉	1,485,300		3,870,900	1,908,600				48,200	1,184,100			
千葉	1,162,700		3,190,400	1,060,300	176,000	400			807,600			
東京	958,600			160,000,000	1,404,900				160,000,000	1,404,000		
神奈川	1,052,900	992,800	8,856,500	5,406,200	232,300	2,200		13,400	3,900,200	230,800		
新潟	824,600		3,623,400	2,480,900	55,900	104,200	48,900		1,510,300	32,500		
富山	299,200		1,973,600	1,101,500	43,000				1,101,500	43,000		
石川	255,800		1,492,900	629,900	99,900	1,300	31,700	72,800	614,500	94,900		
福井	239,700		1,084,600	538,800	16,400				538,800	16,400		
山梨	233,500		629,400	274,200		600	191,500		274,200			
長野	763,100		2,599,200	1,772,400					1,772,400			
岐阜	487,400		2,647,400	1,391,700		4,900	2,800		1,359,200			
静岡	599,200		6,140,100	3,073,700	233,500	200			2,673,300			
愛知	1,878,100		10,249,600	6,410,900	30,700	93,100	91,000		6,040,700	30,700		
三重	431,000		1,709,600	1,014,300	272,700	26,900	5,900		875,400	202,100		
滋賀	229,100		1,388,600	904,600		400		22,000	177,400			
京都	1,828,000			4,355,800			55,200		4,355,800	3,900		
大阪	2,137,600			27,856,000	288,000				27,856,000	278,900		
兵庫	1,455,200	12,700	7,476,100	4,599,200	618,300				4,599,200	618,300		
奈良	253,700		815,200	556,100		98,300		569,100	435,600			
和歌山	297,900		1,394,500	674,100	94,500				674,100	93,800		
鳥取	174,200		824,600	490,900	44,400		24,700		490,900	44,400		
島根	188,800		1,051,900	632,800	46,600				632,800			
岡山	577,800		3,333,300	1,396,000	60,000				1,396,000	60,000		
広島	570,900		4,381,900	2,345,800	135,400		105,000	200	2,318,800	85,500		
山口	349,300		1,904,200	1,873,000	528,000		73,000	1,200	1,495,500	528,000		
徳島	184,500		1,076,100	453,500	75,400	31,500	88,400		452,500	94,500		
香川	271,400		1,397,000	607,000	81,200	39,000	211,500	30,300	607,000	81,200		
愛媛	372,200		2,492,700	1,173,500	345,200				1,173,500	299,000		
高知	129,600		1,018,600	499,100	259,500		28,000	10,500	374,300	252,600		
福岡	1,280,100			21,651,600	278,100	400			9,336,900	77,700		
佐賀	213,300		897,100	571,400	14,800	15,800		7,300	516,300	6,000		
長崎	371,100		1,722,000	1,807,300	277,200				1,722,700	272,500		
熊本	461,200		2,253,700	1,342,700	31,900				749,100	9,300		
大分	280,800		1,106,300	440,200	54,000	6,500			388,900	38,200		
宮崎	280,900		1,192,200	458,300	207,800							
鹿児島	1,176,000		1,729,600	600,100	142,800			0	685,400	141,900		
沖縄	168,200		645,400			5,800	7,100	71,900		14,700		
合計	30,335,800	1,050,900	114,041,700	274,810,000	8,548,000	525,300	1,133,500	854,200	252,969,200	5,761,700		

※件数とは、被保険者台帳等で管理している記録の件数のことであり、国民年金(台帳)及び厚生年金保険(原票)については枚数(1枚当たり)記録取録)、厚生年金保険(名簿)及び船員保険(名簿)については、被保険者記録の延べ件数のことである。

※件数については、100件単位とし、50件以上は切り上げ、50件未満は切り捨てとしている。

※国民年金の特殊台帳の件数については、「特殊台帳と普通の台帳が混在している件数を含む。

国民年金被保険者名簿の保管状況について

〔保管件数(延べ件数)〕

	紙	マイクロフィルム	磁気媒体	合計
北海道	2,328,900	7,900,000	1,571,200	11,800,100
青森	867,000	600,000	575,500	2,042,400
岩手	999,500	58,100	209,000	1,266,600
宮城	1,280,100	0	1,077,100	2,357,100
秋田	680,000	0	266,700	946,700
山形	427,200	0	495,700	922,900
福島	556,500	185,600	749,800	1,491,900
茨城	1,527,200	137,700	797,800	2,462,700
栃木	970,900	274,000	875,200	2,120,100
群馬	640,600	0	748,200	1,388,800
埼玉	2,347,200	9,769,100	8,293,800	20,410,200
千葉	1,087,500	183,400	523,700	1,794,700
東京	891,300	308,600	3,621,900	4,821,800
神奈川	650,000	2,888,400	87,700	3,626,100
新潟	1,083,200	0	698,700	1,781,900
富山	302,000	0	60,700	362,700
石川	408,900	0	216,600	625,600
福井	182,100	2,406,200	4,153,100	6,741,300
山梨	338,900	0	80,100	419,000
長野	803,700	88,800	1,280,400	2,172,800
岐阜	1,012,000	370,000	790,000	2,172,000
静岡	564,600	114,300	1,891,000	2,569,900
愛知	1,675,000	5,464,100	3,940,300	11,079,400
三重	938,100	649,600	767,300	2,355,000
滋賀	166,900	0	628,500	795,400
京都	329,000	8,862,100	694,900	9,885,900
大阪	1,709,100	490,400	4,022,000	6,221,500
兵庫	741,700	0	699,800	1,441,400
奈良	467,200	1,915,700	338,400	2,721,200
和歌山	655,000	415,800	881,800	1,952,600
鳥取	312,200	0	159,400	471,600
島根	284,300	100,000	213,800	598,200
岡山	868,200	0	461,600	1,329,900
広島	786,300	0	829,200	1,615,500
山口	669,200	456,800	1,755,900	2,881,900
徳島	618,500	106,000	430,800	1,155,300
香川	564,000	0	230,200	794,300
愛媛	1,040,800	227,300	228,900	1,497,000
高知	459,900	0	508,500	968,300
福岡	2,261,800	1,478,200	1,525,800	5,265,800
佐賀	595,400	97,000	99,300	791,700
長崎	849,400	0	454,200	1,303,600
熊本	747,600	0	244,700	992,300
大分	738,600	0	81,000	819,600
宮崎	601,400	0	89,500	690,900
鹿児島	1,503,900	0	516,800	2,020,700
沖縄	304,300	0	1,012,400	1,316,700
合計	39,837,000	45,547,100	49,878,700	135,262,800

社会保険事務所において保管されている国民年金被保険者名簿の保管状況

都道府県	市町村名	旧市町村名	保管件数				保管事務所
			紙	マイクロフィルム	磁気媒体	合計	
北海道	日高郡新ひだか町	静内郡静内町	0	0	66,000	66,000	苫小牧
	いわき市	いわき市	78,000	0	0	78,000	平
福島	松島町	宮城郡松島町	8,220	0	0	8,220	仙台東
	七ヶ浜町	宮城郡七ヶ浜町	12,500	0	0	12,500	
宮城	利府町	宮城郡利府町	20,500	0	0	20,500	熊谷
	行田市	行田市	1,105	0	0	1,105	
東京	墨田区	墨田区	187,350	0	0	187,350	墨田
	江東区	江東区	1,100	0	0	1,100	江東
	杉並区	杉並区	0	219,000	0	219,000	杉並
	北区	北区	50,000	0	0	50,000	北
	板橋区	板橋区	16,600	0	0	16,600	板橋
	葛飾区	葛飾区	75,000	0	0	75,000	葛飾
	町田市	町田市	0	605,000	0	605,000	町田
	福生市	福生市	15,000	0	0	15,000	福生
	南足柄市	南足柄市	22,133	0	0	22,133	小田原
	足柄上郡中井町	足柄上郡中井町	6,478	0	0	6,478	
富山	富山市	富山市					富山
	上新川郡大沢野町	上新川郡大沢野町					
	上新川郡大山町	上新川郡大山町					
	婦負郡八尾町	婦負郡八尾町	24,000	0	0	24,000	
	婦負郡婦中町	婦負郡婦中町					
	婦負郡山田村	婦負郡山田村					
婦負郡細入村	婦負郡細入村						
長野	岡谷市	岡谷市	51,200	0	0	51,200	岡谷
	茅野市	茅野市	23,800	0	0	23,800	
岐阜	岐南町	羽島郡岐南町	8,280	0	0	8,280	岐阜南
	西春日井郡春日町	西春日井郡春日町	2,000	0	0	2,000	名古屋西
鳥取	鳥取市	鳥取市					鳥取
	岩美郡国府町	岩美郡国府町					
	岩美郡福部村	岩美郡福部村					
	八頭郡河原町	八頭郡河原町					
	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町	3,691	0	0	3,691	
	八頭郡佐治村	八頭郡佐治村					
気高郡気高町	気高郡気高町						
気高郡鹿野町	気高郡鹿野町						
気高郡青谷町	気高郡青谷町						
岡山	倉敷市	浅口郡船穂町	8,100	0	0	8,100	倉敷
	津山市	吉備郡真備町	8,900	0	0	8,900	
	津山市	津山市	31,600	0	0	31,600	
山口	宇部市	宇部市	26,198	0	0	26,198	宇部
	佐賀市	佐賀市	34,431	0	0	34,431	
大分	日田市	日田市	50,000	0	0	50,000	日田
	宮崎市	宮崎市	61,220	0	0	61,220	
宮崎	宮崎市	宮崎郡田野町	13,965	0	0	13,965	宮崎
	宮崎市	宮崎郡佐土原町	4,046	0	0	4,046	
	宮崎市	東諸県郡高岡町	10,709	0	0	10,709	
	宮崎市	児湯郡高鍋町	16,200	0	0	16,200	
	宮崎市	児湯郡西米良村	1,800	0	0	1,800	
	宮崎市	48日市町村	874,126	824,000	66,000	1,764,126	
計	30市町村	48日市町村	874,126	824,000	66,000	1,764,126	25社保

2 直面する年金記録問題への対応

(7) インターネットによる年金記録の請求があったにもかかわらず、社会保険庁のデータとの不一致があるため、ユーザID及びパスワードが発行されるに至らなかった件数はどれだけあったか。また、請求件数における割合はどの程度か。

どのデータの、どの項目（氏名、性別、生年月日、住所、基礎年金番号）について不一致があったのか、具体的に示していただきたい。

- インターネットによる年金加入記録の確認のためのユーザID・パスワードの申込数約113万件に対し、ユーザID・パスワードの発行件数は約82万件である。
- ユーザID・パスワードが発行されるに至らなかった約24万件の原因の内訳については、現行システム上、集計できる仕組みになっていないことから、集計データはない。

(参考) インターネットを活用した年金個人情報の提供サービスに係るユーザID及びパスワードの申込件数及び発行件数
(平成18年3月31日から申込の受付開始)

	平成18年度末まで	平成19年4月~8月8日	合計
申込み件数	292,159件	839,907件	1,132,066件
発行件数	228,291件	595,151件	823,442件
ユーザID・パスワードが発行されるに至らなかった者	59,281件	176,243件	235,524件

- ・ 発行されるに至らなかったものには、本サービスを利用できない高齢年金受給者及び18歳未満の遺族年金受給者等年金記録がない者からの申込みも含まれる。また、データが一致しない者については、住所変更の届け出がなされていないことが主な原因と考えられる。
- ・ 申込から発行までには、4週間程度を要した時期もあったが、現在、2週間程度となっている。

8/14 要請事項

追加1

「名寄せ」、「突き合わせ」及び「統合」の定義・意味

7月5日政府与党決定における具体的な意味を説明していただきたい。

○ 用語の定義・意味

用語	定義
名寄せ	基礎年金番号で管理している記録と基礎年金番号が付番されず、基礎年金番号導入前の年金手帳記号番号で管理している記録（以下「年金手帳記号番号記録」という。）を、氏名、生年月日及び性別の三つの情報等を用いて突き合わせ、記録と記録が結びつく可能性のある者を特定すること。
突合	データとデータを突き合わせる事。現在は、「突き合わせ」という用語で統一。
統合	本人による確認を経て、基礎年金番号で管理している記録と年金手帳記号番号記録を結び付けること。
照合	オンライン記録とマイクロフィルム等で管理している記録を照らし合わせ確認すること。（「経済財政改革の基本方針2007」で用いられた。）

※7月5日の「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録体制の確立について」における用語も本資料と同様の意味である。

※当初は「突合」という表現を広く使っていたが、わかりにくいとの指摘があり、「突き合わせ」という表現に置き換えるとともに、「名寄せ」と「突き合わせ」の用語の関係を明確化した。

- 記録の名寄せ、統合等の今後のプロセスについては、
 - ① 「5000 万件」の記録の名寄せを行うとともに、名寄せの結果、記録が結び付くと思われる年金受給者及び現役加入者へ、その旨と加入履歴のお知らせ（ねんきん特別便）を、平成19年12月から平成20年3月までを目途に行い、記録の訂正に関し、ご本人との確認の上、基礎年金番号の下に記録を結びつける。
 - ② 名寄せの結果、①のお知らせの対象とならなかった年金受給者への加入履歴の送付を、平成20年4月と5月を目途に、
 - ③ 名寄せの結果、①のお知らせの対象とならなかった現役加入者への加入履歴の送付を、平成20年6月から10月までを目途に順次
行うこととし、これらのお知らせ（ねんきん特別便）を通じて、年金記録の確認を進めていくものである。

- 政府・与党合意における『「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。』及び政府広報における『約5,000万件の基礎年金番号に結びついていない記録の名寄せを今年度中を目途に完了します。』の内容は同一であって、平成19年12月から平成20年3月を目途に、基礎年金番号で管理している記録と年金手帳記号番号で管理している記録を、氏名、生年月日及び性別の三種類の情報等を用いて突き合わせ、記録が結びつくと思われる方を特定する作業を実施する旨を述べている。

1 年金記録関係

- ① 社会保険事務所における年金手帳番号払出簿の確認のための作業体制、人員配置等の組み直し状況はどうなっているか。

○ 今般、氏名等が収録されていない記録の調査を行ったところ、約524万件が抽出されたところである。これにより、9月7日（金）に、それぞれ年金手帳番号の払出しを行った社会保険事務局（社会保険事務所）に対し一覧表を送付し、補正の依頼を行ったところである。

補正作業においては、オンライン記録と年金手帳記号番号払出簿等との確認、窓口装置による補正入力及び入力後の確認チェック等を行うこととなるが、それぞれの社会保険事務局毎に件数等が異なるため、一律での人員配置等の組み直しはできないものと考えている。このため、各社会保険事務局の実態に応じ、効率的な体制整備等を依頼したところである。

なお、補正作業にかかる進捗状況については、半月毎に、各社会保険事務局から本庁に報告させることとしている。

1 年金記録関係

② 第3回委員会以降、委員会開催の都度、当該時点における作業の進捗状況を報告していただきたい。

○ 本委員会への進捗状況等の報告は重要であると考えており、報告すべき事項があれば、その都度、委員会にご報告しながら年金記録の適正化の作業を進めて参りたい。

3 その他

委員会から年金局長が同席した社会保険庁長官の定期的な記者会見の実施（又は事務次官会見による年金記録問題に係る作業の進捗状況等の開示）が要請されたが、これに対する対応の考え方はどうなっているか。①開始時期、②頻度、③方式（誰が会見するか、誰が同席するか）等

- 年金記録問題の適正化についての情報提供は非常に重要と考えており、作業の進捗状況についても、国民の皆様に適時適切に開示していくことが必要と考えている。

従来からもこうした情報開示を行ってきたが、今後とも、社会保険庁において、適切に会見等の方法により情報提供を行っていきたい。

なお、必要に応じ、定期的な大臣会見や事務次官会見において、社会保険庁案件に関しても取り上げてきているところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

2. 相談体制関係

3 相談体制その他

(1) 被保険者又は受給者の申請（届け出、請求）によらず、社会保険庁が職権によって年金記録を改定することは現行法上可能か。

また、被保険者又は受給者の申請による再改定を前提として職権改定を行う場合はどうか。
仮に職権による改定を行う場合の問題点は何か。

- 被保険者資格については、その事実が生じた契機をもって取得または喪失する事となっている。
(※ なお、厚生年金保険法においては、社会保険庁長官の確認によって、その効力を生じることとしており、その確認については届出若しくは確認の請求によるもの、もしくは職権によるものとしている。)
- しかし、現実問題として、いつ誰にその事実が発生したかについては、社会保険庁単独で把握することはできず、現在の年金法の仕組みにおいては、年金記録の基となる被保険者の資格の取得及び喪失について、被保険者、事業主等に届出義務を負わせているものである。

(国民年金法第8条、第9条、第12条)

(厚生年金保険法第13条、第14条、第18条、第27条)

3 相談体制その他

(2) 市町村の相談窓口にて、年金記録に関する照会端末が設置されていないのはなぜか。

- 1. 地方分権一括法により、国民年金に関する事務は国が行うこととされ、市町村は、法定受託事務として、被保険者及び受給権者から資格の取得・喪失並びに種別の変更等に関する申出等の受理及びこれらに係る事実の審査に関する事務を行うこととされた。年金記録に関する相談については、市町村の行う法定受託事務に含まれないことから、市区町村の相談窓口にて年金記録に関する照会端末は設置していない。
- 2. なお、現在、市町村には、法定受託事務の円滑な実施に必要な情報として、社会保険庁から、
 - ①第1号被保険者に係る氏名・年齢・住所等の基本情報及び資格得喪記録及び納付記録(過去4年分)、
 - ②第2号被保険者資格喪失情報を市町村情報提供端末により提供している。市町村情報提供端末により、市町村に提供している情報については、資格記録の一部と過去4年分の納付記録しか表示されないため、年金記録に関する被保険者等からの照会には対応できない。

(参考) 市町村への情報提供に関する地方分権推進委員会の見解(平成13年当時)

社会保険庁から市町村に提供される情報は、あくまでも法定受託事務の処理に必要な限度とするものであり、必要以上の情報を提供することにより、市町村に過度の負担を課すべきでない。

3 相談体制その他

(3) 社会保険審査官又は社会保険審査会が過去に不服申立て（審査請求、再審査請求）を却下又は棄却した者に対し、年金記録の訂正による年金の増額分の時効撤廃（年金時効撤廃法）について通知しているのか。

また、現在不服申立てを審査中の案件で、2年の不服申立ての時効にかかるものの取扱いはどうなるのか。

○ 年金時効特例法の施行日前において、年金記録の訂正に伴い年金が増額したが、過去5年を超える部分については、時効によりお支払いすることができなかつた方に対し、平成19年9月から、年金時効特例法の対象となる旨のお知らせとあらかじめ必要な記載事項を印字した支払手続用紙を順次発送し、できる限り簡単にお手続をしていただくこととしている。この中に、過去に不服申立てが却下又は棄却された方で、当該不服申立ての争点が今回の年金時効特例法により解決される方も、当然含まれることとなる。

なお、年金時効特例法が施行された時点で不服申立て又は訴訟を係争中の事案であつて、その争点が年金時効特例法により解決されるものについては、当該不服申立て又は訴訟の請求者又は提訴者に対し、年金時効特例法の対象となる旨のお知らせと支払手続用紙を送付したところである。

- 社会保険審査官及び社会保険審査会法第4条第2項に規定する2年の不服申立ての期間は、「被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬又は標準給与に関する処分」に対する審査請求に関するものであるが、年金記録の訂正に関しては、これらの処分には該当しない。

例えば、国民年金法第101条第4項及び厚生年金保険法第90条第4項は、被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない旨を規定しているが、被保険者の資格又は標準報酬が年金記録に正しく記載されているかどうかについては、「処分」ではないことから、そのこと自体が不服申立ての対象にはならないが、そのような年金記録の正確性についての不服を、年金裁定処分についての不服の理由とすることは可能である。